

## 第13回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和4年7月26日(火) 午後2時00分～午後2時23分

2 開催場所 ありえコレジヨホール2階会議室

3 出席委員  
(農業委員)

1番	太田香代子	2番	廣瀬博一	3番	伊崎美代子	4番	木下勝徳
5番	小川一英	6番	植木健太郎	8番	平光正	9番	中野裕二
10番	本多利任	11番	山下勝也	12番	山崎伸吾	13番	寺田健蔵
14番	水田 勇	16番	金子初夫	17番	馬場正国	会長	中川繁憲

(農地利用最適化推進委員)

19番	吉岡長久	20番	田中芳邦	21番	野原重光	22番	中山秀樹
23番	田中八郎	24番	本多正敬	25番	増田孝徳	26番	北岡新市
27番	内田一郎	28番	末吉秀明	29番	神崎好史	30番	中村康弘
31番	石橋浩昭	32番	石橋正浩	33番	山口俊一	35番	寺田俊秀
36番	末續公德	37番	原田久也	38番	岡田裕弥	41番	三宅東英
42番	本多晋介	45番	宮崎陽一	46番	相良栄一郎	48番	飛永敏博

4 欠席委員  
(農業委員)

7番 楠田耕三 15番 中村修治

(農地利用最適化推進委員)

34番	松尾和昭	39番	浅田修弘	40番	柴内成世	43番	宮崎 努
44番	山本敏晴	47番	本田勝彦				

5 議事録署名委員 8番 平光正 9番 中野裕二

6 事務局出席者 山本忠介 本多 守 円口智仁 塩田一幸 山口朋子

[ 日 程 ]

議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第57号 農用地利用集積計画の決定について

そ の 他 ・農地法第18条第6項の規定による通知について  
・使用貸借を解約した旨の通知について

事務局（〇〇） それでは、ただいまから第13回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、7番楠田委員、15番中村委員、34番松尾推進委員、39番浅田推進委員、40番柴内推進委員、43番宮崎推進委員、44番山本推進委員、47番本田推進委員から欠席の連絡が来ております。農業委員さんが2名、推進委員さんが6名欠席の届出がっております。

出席農業委員数は16名で過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしく願いいたします。

議長 改めまして、こんにちは。

本日は、第13回南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中のご出席、本当にありがとうございます。

さて、梅雨も明け、本格的な暑さになってまいりました。今年の梅雨明けは、統計史上一番早い梅雨明けになりました。国内ではゲリラ豪雨、雹などにより農作物に被害が出ており、本市でもこのまま少雨状態が続きますと、加津佐、口之津、南有馬地区では、干ばつによる被害が発生するおそれがあり、今後の天候が少し気がかりであります。

本日の総会后、利用状況調査、農地パトロールの実施について担当者から説明をいたしますが、厳しい暑さの中での業務となりますので、十分な暑さ対策を取っていただき、体調管理には注意されて進めていただきたいと思います。今後のスケジュールにも影響しますので、期限内の提出をよろしく願いいたします。

また、市からマイナンバーカード取得促進の依頼がっております。まだマイナンバーカードを取得されていない委員の方、家族の方におかれましては、取得する手続を市役所の窓口で行っていただきますようお願いいたします。

それでは、先ほど事務局から説明がありましたが、農業委員18名中、出席は今現在16名との報告があり、総会開催に必要な過半数に達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に8番平委員、9番中村委員を指名し、ただいまから議案の審議に入ります。

それでは、**議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について** 事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） 皆さん、こんにちは。私から、議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請書について説明いたします。2ページをお願いいたします。

今月は、所有権移転、売買が2件、2,191平米、贈与が1件、2,978平米の計3件、5,169平米です。使用貸借権の設定が1件、こちらは1,135平米となっております。

（議案第55号 番号1～4を朗読）

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者、第5号の下限面積を下回る場合及び第7号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全ての許可基準を満たしているものと思われま。以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、農地法第3条の許可申請についても、現地調査を踏まえて審議しなさいということになっております。まず、1番、2番は深江の案件ですけれども、深江の委員さん、

いかがでしょうか。

(「はい、いいです」との声)

議長 よろしいですか。

最適化推進委員の方もご意見ありませんか。深江の委員さん。よろしいでしょうか。

3番、4番は有家の案件ですけれども、有家の委員さん、いかがでしょうか。

(「ありません」との声)

議長 よろしいでしょうか。はい。

ほかに皆さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 意見がないようですので、申請どおり許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、申請どおり許可することに決定いたします。

次に、**議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請について** 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、3ページをお願いいたします。

議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1、有家町の〇〇から有家町の〇〇へ、有家町〇〇、有家町〇〇、いずれも地目が田、合計の222平米です。転用目的が露天の駐車場になります。現在、借りている従業員用の駐車場、こちらにつきましては、現在、島原鉄道の跡地、線路跡になり、駐車場として借りていますが、返還しなければならなくなったため、申請地を従業員用の駐車場として利用したいということでございます。権利の内容につきましては売買で、時期については許可あり次第、期間は永久となっております。こちらについては、農振内の農用地外となっております。

本案件の農地区分は、おおむね300m以内に〇〇があるため、第3種農地と思われれます。露天の駐車場の面積が合計222平米です。〇〇の一部につきましては、0.2mほど切土して整地を行います。東側の石積みにつきましては、積み直しを行い、土砂の流出を防ぎながら砂利舗装いたします。〇〇につきましては、現状のまま整地し、砂利舗装いたします。雨水につきましては、砂利舗装により自然流下となっております。汚水・雑排水については、発生いたしません。資金につきましては、自己資金により賄われます。以上でございます。

議長 ただいまの説明につきまして、今日はプロジェクターがありませんので、手元に冊子がありますけれども、それをご覧ください。

この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。先週の22日、午後1時10分ほどより〇〇委員、〇〇委員、そして、事務局で見てまいりました。場所は、この冊子にもありますけれども、ここの下に新しく道路ができております。まだ開通はしてありませんけれども、真っすぐ行けば、ちょうど〇〇のところに抜けるようになっております。その〇〇のほうから、〇〇側に30mぐらい入ったところが現地でございます。冊子の写真を見てくださいように、既存の水路もございますけれども、この地主の方がその水利利用組合のほうにも話に行って許可を取られたということでしたが、またもう一つ先の水路でございまして、手前のほうに今、電柱が立っておりますけれども、この電柱のところにも水路がありまして、これに流したら、何ら問題はないということで許可もいただいております。それで、また、周りの人からも荒れずによかろうということで、何

の問題もなく見てまいりました。さっき、事務局からおっしゃいましたように、この電柱が立っているところが、ちょっと石垣が崩れそうでしたけれども、もう一回ちゃんと積んで、周りに迷惑をかけないようにするということでしたので、何ら問題はないのかなと見てまいりました。以上です。

議 長 現地調査員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見はありませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今、〇〇委員が言われたとおり、問題ないと思います。以上です。

議 長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、よって、許可相当として県に進達いたします。

次に、**議案第57号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局に説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第57号 農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

4ページをお願いいたします。

今月の利用集積計画ですが、賃貸借権が新規3件、12,057平米、再設定が16件の42,866平米、計19件の54,923平米となっております。使用貸借権は新規のみ1件で41,847平米となっております。所有権移転につきましては、売買が5件、6,812平米と贈与が2件、2,132平米の計7件、8,944平米です。中間管理事業、一括方式分につきましては新規のみ、賃貸借権が1件の1,976平米、使用貸借権が3件の7,852平米、合計の4件、9,828平米となっております。

それでは、個別の案件について朗読いたします。なお、再設定及び一括方式については、朗読を割愛させていただきます。それでは、4ページのほうをお願いいたします。

(議案第57号 賃貸借権 番号1～3新規設定、使用貸借権 番号20新規設定、所有権移転 番号21～27を朗読)

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号、第4号の各号の要件を満たしているものと思われまます。以上でございます。

議 長 ただいまの説明に対して、ご意見、質問を伺うところでありますが、5ページの番号7は、出席委員が関係する案件でありますので、その部分を除いてご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議 長 ないようですので、次に、番号7について審議します。

本委員会の申合せにより、推進委員についても除斥することになっておりますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員退席 ————

議 長 番号7について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議 長 はい。〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員入席 ————

議 長 ご意見がありませんので、議案第57号 農用地利用集積計画は、承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

次に、11ページです。

**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

12ページ、**使用貸借を解約した旨の通知**についてでありますので、それも見てください。  
以上をもって、議案の審議を終了いたします。